



30 環企第 4 6 号  
平成 31 年 1 月 18 日

名古屋市環境審議会  
会長 奥宮 正哉 様

名古屋市長 河村 たかし



第 4 次名古屋市環境基本計画の策定並びに土壌及び地下水の汚染  
に関する規制のあり方について（諮問）

名古屋市環境基本条例（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）第 8 条第 3 項及び第  
26 条の規定により、次の事項について諮問します。

1 第 4 次名古屋市環境基本計画の策定について（第 8 条第 3 項関係）

（諮問理由）

名古屋市環境基本条例第 8 条第 1 項の規定に基づく「名古屋市環境基本計  
画」の次期計画の策定にあたり、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意  
見を求めるものです。

2 土壌及び地下水の汚染に関する規制のあり方について（第 26 条関係）

（諮問理由）

本市では、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）及び市民の健康と安  
全を確保する環境の保全に関する条例（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）に  
基づき、土壌及び地下水汚染対策を推進してまいりました。

平成 29 年 5 月に土壌汚染対策法が改正され、土壌汚染に係るリスク管理に  
関して見直されたため、本市における土壌及び地下水の汚染に関する規制の  
あり方について、貴審議会の意見を求めるものです。